

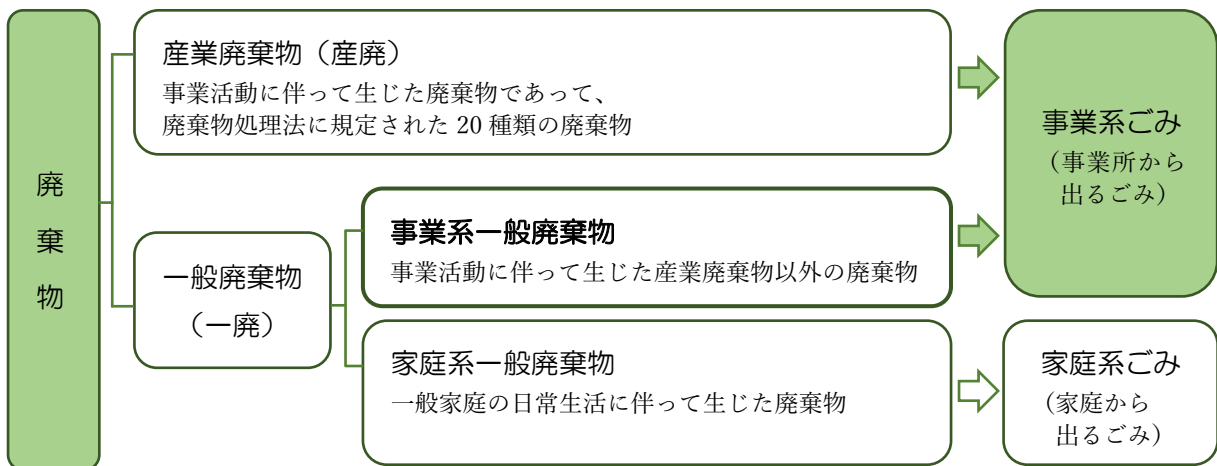
事業系ごみの適正処理について ～ ごみの正しい分別排出にご協力ください ～

1. 事業系ごみについて

法人・個人・営利団体・非営利団体などが行う会社・工場・店舗・事務所・病院・学校などの事業活動に伴って生じるごみを、一般の家庭から排出される家庭ごみとは区別して、「事業系ごみ」といいます。

(1) 一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物（ごみ）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類され、事業系ごみについては、廃棄物処理法で定める 20 種類の産業廃棄物（産廃）と、それ以外の事業系一般廃棄物（一廃）とに分類されます。



(2) 産業廃棄物の区分

産業廃棄物については、どの業種から排出されても産業廃棄物になるものと、特定の業種から排出された場合に産業廃棄物となるものがあります。

区分	対象物の例	主な業種	産廃	一廃
①紙くず （業種指定有）	梱包材、段ボール、壁紙等	建設業	●	
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍、新聞紙等	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業	●	
	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他の紙類	上記以外の事業所		●
②木くず （業種指定有）	型枠、足場材、建設工事等の残材、伐採材、木造解体材等	建設業	●	
	残材、チップ、おがくず等	木材・木製品製造業、パルプ製造業、物品賃貸業等	●	
	木製品、剪定枝等	上記以外の事業所		●
	木製パレット	全事業所	●	
③繊維くず （業種指定有）	ウエス、縄、ロープ等の天然繊維	建設業、繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）	●	
	作業着、タオル、布団等	上記以外の事業所		●
④動植物性残さ （業種指定有）	原料として使用した動植物に係る不要物（魚・獣のあら、野菜くず、麺くず、パンくず等）	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業等	●	
	生ごみ、賞味期限切れの製品くず等	上記以外の事業所		●

区分	対象物の例	主な業種	産廃	一廃
⑤動物系固形不要物 (業種指定有)	家畜の解体等による骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場	●	
	食肉の骨等の残さ	上記以外の事業所		●
⑥動物のふん尿 (業種指定有)	動物のふん尿	畜産農業（酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業等）	●	
		上記以外の事業所		●
⑦動物の死体 (業種指定有)	動物の死体	畜産農業（酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業等）	●	
		上記以外の事業所		●
⑧燃え殻	石炭がら、廃活性炭、産業廃棄物の焼却残灰等	全事業所	●	
⑨汚泥	工場排水等汚泥、各種製造工程で生じる泥状物等	全事業所	●	
⑩廃油	エンジン油等の鉱物性油、天ぷら油等の植物性油等	全事業所	●	
⑪廃酸	廃硫酸、廃塩酸等の酸性廃液（写真定着液等）	全事業所	●	
⑫廃アルカリ	アルカリ性廃液（廃ソーダ液等）	全事業所	●	
⑬廃プラスチック	プラスチック製品・部品、プラスチック製容器、発泡スチロール等の緩衝材、ビニール等梱包材、農業用ビニール等	全事業所	●	
	プラスチック製容器包装、ペットボトル、プラスチック製品等 ※従業員等の個人消費に伴うもの	全事業所		●
⑭ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラ）	全事業所	●	
⑮金属くず	鉄、アルミ、ブリキ、トタン、銅線、針金、金具類、金属缶、金属製の机・椅子・棚、研磨・切削くず等	全事業所	●	
	飲料缶、金属製品等 ※従業員等の個人消費に伴うもの	全事業所		●
⑯ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず	ガラス、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード、蛍光灯・電球等	全事業所	●	
	飲料用のビン、陶磁器等 ※従業員等の個人消費に伴うもの	全事業所		●
⑰鉋さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉋炉かす等	全事業所	●	
⑱がれき類	工作物の除去等に伴うコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所	●	
⑲ばいじん	大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設等で集められたばいじん	全事業所	●	
⑳産業廃棄物処理のために処理したもので上記に該当しないもの	コンクリート固形物、灰の溶解固形物等	全事業所	●	

2. 事業系一般廃棄物について

(1) 事業者の責務

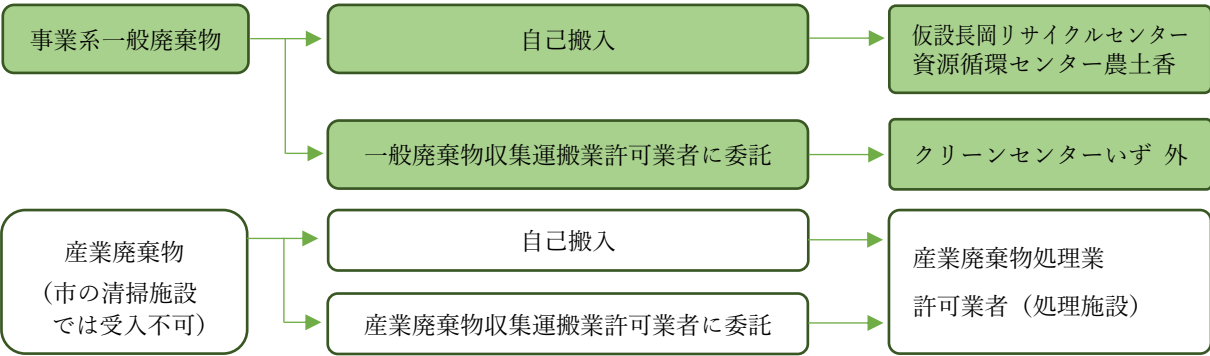
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「伊豆の国市廃棄物の処理に関する条例」では、事業者の責務として次のような事項が定められています。
- ・事業活動に伴って生じる廃棄物を、事業者自らの責任において適正に処理すること。
 - ・事業活動に伴って生じる廃棄物の再生利用等を行い、廃棄物の減量に努めること。
 - ・廃棄物の減量や適正処理に関して、国や地方公共団体の施策に協力すること。
 - ・事業系一般廃棄物について、一般廃棄物処理計画（ごみの分別基準等）に従い処理すること。

(2) 事業系一般廃棄物の排出

事業系ごみ（一般廃棄物）の排出については、事業者自ら市の清掃施設へ直接搬入するか、伊豆の国市の一般廃棄物収集運搬業許可業者への収集運搬委託により処理をしてください。

なお、産業廃棄物については市の清掃施設では受け入れることができません。産業廃棄物の収集運搬許可業者及び処理業許可業者への委託契約等により、適切に処理をしてください。

処理の主な流れ



清掃施設

施設名	所在地	連絡先	許可業者が搬入できる主なごみ
仮設長岡リサイクルセンター	伊豆の国市南江間 1613	055-948-2536	粗大（木質）、 剪定枝（R 7.4 から）
韮山リサイクルプラザ	伊豆の国市奈古谷 553-1	055-949-5755	金属類、容器プラ
大仁清掃センター	伊豆の国市三福 1363-88	0558-76-2983	ビン類
資源循環センター農土香	伊豆の国市浮橋 1598-1	0558-76-8001	剪定枝（R 7.3 まで）
クリーンセンターいず	伊豆市佐野 456	0558-99-9292	燃やせるごみ、その他プラ

(3) 廃棄物処理手数料

伊豆の国市手数料徴収条例に基づき、次の区分に従い廃棄物処理手数料を徴収しています。

①指定ごみ袋による排出

種類	大きさ	1 枚単価	1 パック単価 (10 枚入)
燃やせるごみ用 (黄色)	15 リットル	5 円	5 0 円
	30 リットル	7 円	7 0 円
	45 リットル	9 円	9 0 円
プラスチック用 (白色)	15 リットル	4 円	4 0 円
	30 リットル	6 円	6 0 円
	45 リットル	8 円	8 0 円

②指定ごみ袋を使用しない排出

手数料
1 0 円／1 0 kg あたり

(※ 燃やせるごみの排出に
指定ごみ袋を使用しない場合)

②事業系粗大ごみの排出

種類	大きさ	手数料
可燃系粗大ごみ	最大辺の長さが 50cm 以上のもの	5 0 円／1 0 kg あたり

(4) 廃棄物の保管

事業所から搬出されるまでの間、廃棄物の飛散や悪臭の発生など、生活環境の保全上支障が生じないように保管してください。

また、適切な排出を行うため、一般廃棄物と産業廃棄物を混合することなく、ごみの種類ごとの分別を行い、保管をするようお願いします。

【問合せ先】 伊豆の国市役所 廃棄物対策課

〒410-2396 伊豆の国市田京 299-6 TEL:0558-76-8001